

市・県民税の申告相談の会場が 市役所本庁舎1階に変わります

市・県民税の申告相談会の会場が、昨年までの追手町第二庁舎から本庁舎1階の市民ホールに変更になります。追手町第二庁舎では申告相談を行いませんので、ご注意ください。

なお、駐車場や庁舎内の案内図は市のホームページをご覧ください。

●問い合わせ…税務課(☎39-1223)



令和9年から一部の公民館での 申告相談を終了します

令和9年から、今まで各公民館で行っていた申告相談の一部を終了します。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、北会津・河東支所、湊・大戸公民館での申告相談は、引き続き実施します。

令和9年から申告相談を実施しない公民館

●中央公民館神指分館●北公民館●南公民館
●一箕公民館●東公民館

●問い合わせ…税務課(☎39-1223)



市・県民税の電子申告が 可能になりました

令和8年度分(令和7年分所得)から、市・県民税の申告がeLTAXで電子申告できるようになりました。便利な電子申告を、ぜひご利用ください。

●問い合わせ…税務課(☎39-1223)



インターネットで税額の試算や 申告書の作成ができます

「個人市・県民税シミュレーションシステム」では、給与や年金の源泉徴収票の内容、その他の所得、必要な控除などを入力して個人住民税を試算したり、市・県民税の申告書を作成したりすることができます。作成した申告書を提出する場合は、申告書にマイナンバーを記入し、必要書類を添えて直接か郵送で税務課(〒965-8601※住所不要)へ提出してください。

なお、「個人市・県民税シミュレーションシステム」は、市のホームページからご利用いただけます。

●問い合わせ…税務課(☎39-1223)



表1 北会津地区・河東地区以外の人の申告相談

対象区域	ところ	申告相談日
湊地区	湊公民館	2月3日(火)
一箕地区	一箕公民館	2月4日(水)～6日(金)
大戸地区	大戸公民館	2月9日(月)
神指地区	神指分館	2月10日(火)
東山地区	東公民館	2月12日(木)・13日(金)
町北・高野地区	北公民館	2月16日(月)・17日(火)
門田地区	南公民館	2月18日(水)～20日(金)
上記以外の地区	本庁舎1階 市民ホール	2月25日(水)～ 3月16日(月) ※土・日曜日、祝日を除く

▶受付時間…①午前の部=午前8時30分～11時※湊・大戸公民館は午前9時～11時②午後の部=午前11時～午後3時

▶相談時間…①午前の部=午前9時～※湊・大戸公民館は午前9時30分～②午後の部=午後1時～

▶その他…事前予約可。指定日に来られない人は2月25日(水)～3月16日(月)に本庁舎1階市民ホールへおいでください

表2 北会津地区・河東地区の申告相談

申告相談日	北会津地区	河東地区
2月3日(火)		藤倉・難波・田中原・六丁・塙新・広田
2月4日(水)		東・横堀・新屋敷・郡山・本宮・金道
2月5日(木)		北山・浅野・界野・藤倉新田・駒板・塙庭・倉道・楓木
2月6日(金)		大野原・強清水・高ノ下・六軒・桜石・大林・八田野・稻荷原・生井
2月9日(月)		漆沢・一本木・空也原・長谷地・東高野・原田・高塚・葉山・南高野
2月10日(火)		冬木沢・茶臼森・北高野・柏原・大和田・熊野堂
2月12日(木)		京手・高畠・代田・北畠・大坪・大曲・西屋敷
2月13日(金)		2月24日(火)出尻・和泉
2月16日(月)		2月25日(水)田村山・宮ノ下・館
2月17日(火)		2月26日(木)中里・石原・安良田
2月18日(水)		2月27日(金)蟹川
2月19日(木)		3月2日(月)下荒井・下荒井団地・白山
2月20日(金)		3月3日(火)真渡・鈴渕・真宮新町南一丁目～南四丁目・真宮新町北
2月21日(土)		3月4日(水)東麻生・今和泉・寺堀・鷺林・宮袋・宮袋新田・本田・十二所
2月22日(日)		3月5日(木)中荒井・二日町・ほたるの森
2月23日(月)		3月6日(金)下野・金屋・西後庵・新在家・松野・古麻生・西麻生・麻生新田・天満・大島・北後庵・柏原
2月24日(火)		3月7日(土)両堂・小松・東小松・三本松・水季の里・下米塚(本村・新田・川原丁)
2月25日(水)		3月8日(日)上米塚・中新田

▶受付時間…①午前の部=午前8時30分～10時30分②午後の部=午前10時30分～午後3時

▶相談時間…①午前の部=午前9時～②午後の部=午後1時～

▶申告会場…①北会津地区=北会津支所1階会議室1②河東地区=河東支所2階中会議室

▼申告が必要な人…次のいずれかに該当する人●営業・農業・不動産・一時所得などがあった※営業・農業・不動産はマイナスの所得を含む●給与所得者で、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない※アルバイトを含む。報酬や手当などがあつた人は、申告が必要な場合があります。詳細は問い合わせ下さい。

▼申告で税額が減額になる場合がある人…次のいずれかに該当する人●前年の所得が年額148万円以下の65歳以上の人が年額98万円以下の65歳未満の人※年金以外の所得がある人を除く●税務署かeLTAXで確定申告をする

▼全員が持参するもの…マイナンバーカード※無い場合は通知カードと本人確認ができるもの

▼前年中の収入や経費などが分かる書類…◎給与所得明細など◎年金所得明細など

▼税証明や国民健康保険税・後期高齢者医療保険料などの軽減のために申告が必要な人…雇用保険や障害年金、遺族年金などの非課税収入のみ

▼医療費や寄付金などの控除がある人…次いだに該当する人で年末調整をしていない人

▼申告で税額が減額になる場合がある人…次のいずれかに該当する人●前年の所得が年額148万円以下の65歳以上の人が年額98万円以下の65歳未満の人※年金以外の所得がある人を除く●税務署かeLTAXで確定申告をする

▼申告会場で相談できない人…料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書か支払いを証明する書類※年金から天引きされている場合を除く●医療費控除かセルフメディケーション税制の明細書※書類は受け取った寄付金の受領書や証明書●障害者控除の場合は障害者手帳や介護保険の障害者控除対象者認定書など

▼申告会場で相談できる人…料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書か支払いを証明する書類※年金から天引きされている場合を除く●医療費控除かセルフメディケーション税制の明細書※書類は受け取った寄付金の受領書や証明書●障害者控除の場合は障害者手帳や介護保険の障害者控除対象者認定書など

</

